

別記様式第29号（第14関係）

埼玉県公安委員会告示第 212 号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定を行ったので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月26日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤 久仁恵

1	申請者の氏名又は名称及び住所		株式会社ピーセカンド 大阪府東大阪市長田中一丁目3番17号
	法人にあっては、その代表者の氏名		岸上昭夫
	型式 の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	回胴式遊技機
		型式名	Lオキオウデン
		製造業社名	株式会社ピーセカンド
	検定番号		530491
	検定の有効期間		令和7年9月26日から3年間
	申請者の氏名又は名称及び住所		
	法人にあっては、その代表者の氏名		
	型式 の 概要	遊技機の種類	
		遊技機の区分	
		型式名	
		製造業社名	
	検定番号		
	検定の有効期間		
	申請者の氏名又は名称及び住所		
	法人にあっては、その代表者の氏名		
	型式 の 概要	遊技機の種類	
		遊技機の区分	
		型式名	
		製造業社名	
	検定番号		
	検定の有効期間		